

ごみの分別のしかた 目次

- 燃えるごみ
- 燃えないごみ



P. 1

- 缶（スチール製・アルミ製）
- びん（無色透明・茶色・その他の色）



P. 2

- 白色トレイ・紙パック
- ペットボトル



P. 3

- 新聞・雑誌・ダンボール
- 有害ごみ
- 粗大ごみ



P. 4

- プラスチック製容器包装
- 紙製容器包装



P. 5

- 容器包装の対象にならないもの
- 在宅医療廃棄物の取扱いについて



P. 6

- 家庭から出される家電4品目のリサイクル
- 家庭から出されるパソコンのリサイクル

P. 7

- 営業（事業）ごみ
- 自己搬入
- 環境管理センターで処理できないもの



P. 8

- 不法投棄・不法焼却について
- 環境管理センター案内図



P. 9

- 粗大ごみ一覧表

電化製品・ガス・石油機器類
家具・建具・寝具類
趣味・スポーツ・レジャー用品・その他



P.10

燃えるごみ (指定袋に入れてごみステーションへ出してください。)

台所(家の中)から出る食べ残しや料理くず、容器包装以外の紙、木くず、布、革などが対象です。

料理くず、食べ残し、果物の皮、茶殻、貝殻、皮革製品、写真、窓付き封筒、カーボン紙、ラップフィルムの芯、感熱紙、特殊加工された紙、衣類、布類、スポンジ類、おもちゃ、CD、DVD、カセットテープ、ぬいぐるみ、草木類、木くず、紙おむつ、発泡スチロールなど



長さ50cm未満
直径5cm未満

- 1) 必ず「燃えるごみ」の指定袋に氏名を記入して出してください。
- 2) 台所の生ごみは十分に水分を切ってから出してください。
- 3) 食用油は紙などにしみ込ませるか、凝固剤で固めて出してください。
- 4) 1回に出せる量は45ℓ以下で、かつ20kg以下です。多量に出す場合は「自己搬入」してください。(P.8参照)
- 5) 植木・草木などは直径5cm未満、長さ50cm未満に切って、直径30cm以内に束ねて出してください。(束にして出す場合、指定袋は不要です。)
- 6) 一番長い部分の長さがおおむね30cm(木材類を除く)を超えるものは粗大ごみへ出してください。(P.10参照)
- 7) ポリタンクは、中身を空にし、乾燥させて指定袋に入れて出してください。

指定袋以外は収集しません。

燃えないごみ 大和町(中身が確認できる容器などに入れてごみステーションへ) 大郷町・大衡村(指定コンテナへ)

複数の素材が組み合わされた物と、陶器、化粧びん、ガラス製品が対象です。

耐熱ガラス、板ガラス、ガラス食器など、鏡、瀬戸物、素焼植木鉢、化粧びん類、カミソリ類、工具類、包丁、電気カミソリ、ラジカセ、一口コンロ、カメラ、時計、ドライヤー、炊飯ジャー、傘、電灯類、なべ、釜、フライパン、針金、ポット、漬け物石(人工石)など



- 1) 油缶・塗料缶・オイル缶などは中身を取り出してから出してください。(油・塗料などは布などにしみ込ませて「燃えるごみ」に出してください。)
- 2) 汚れの落ちない缶やびんなどは「燃えないごみ」として出してください。
- 3) 割れたびんは「燃えないごみ」として出してください。
- 4) 包丁は刃の部分の部分を厚紙で巻くなどして出してください。(ごみ収集員が取り扱いやすいように出してください)

肥料袋などに入れて出さないでください。